

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、さいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		保健福祉局 市立病院病院経営部 病院施設管理課（電話：048-873-4248）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市財産規則第 21 条及び、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日（休日を除く。）
	設定等年月日	平成 13 年 9 月 27 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		